

答 申 第 6 6 号

令和元年7月2日

仙台市長 様

(環境局廃棄物事業部家庭ごみ減量課扱い)

仙台市情報公開審査会

会長 中林 暁生

仙台市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について (答申)

平成31年1月17日付けH30環廃家第1443号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第81号

「〇〇〇クラブの提出した集団資源回収実施団体登録申請書(新規)、集団資源回収実施団体登録変更届」に係る公文書一部開示決定に対する審査請求

答 申  
(諮問第 81 号)

### 1 審査会の結論

仙台市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定は妥当である。

### 2 審査請求の趣旨

審査請求人（以下「請求人」という。）が仙台市情報公開条例（平成 12 年仙台市条例第 80 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、「〇〇〇クラブ（以下「当該団体」という。）の提出した集団資源回収実施団体登録申請書（新規）及び集団資源回収実施団体登録変更届」（以下これらを「本件公文書」という。）の開示を請求したのに対し、実施機関は、平成 30 年 9 月 13 日付で、条例第 7 条第 2 号及び第 3 号に該当する部分を非開示として一部開示決定を行った。

本件審査請求は、請求人が本件一部開示決定を取り消し、非開示箇所を開示することを求めたものである。

### 3 請求人の主張要旨

請求人が審査請求書及び反論書で主張した審査請求の主な理由は、概ね次のとおりである。

審査請求に係る処分のうち、代表者及び副代表者の氏名及び住所並びに振込先口座の金融機関名、口座名義及び口座番号を非公開とした部分を取り消し、公開するとの決定を求める。

当該口座に振り込まれている集団資源回収奨励金（以下「奨励金」という。）は〇〇〇町内会の財産であるところ、請求人は〇〇〇町内会会長として本情報公開請求を行っており、同町内会の代表であることから、条例第 7 条第 3 号には当たらない。

また、本件公文書によって奨励金の振込口座が勝手に変更されており、同町内会の財産を保護するためには公にされることが必要である。条例第 7 条第 2 号ただし書口及び同条第 3 号ただし書は、非開示情報から除かれる情報として「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」を定めているが、公にすることが必要であると認められるか否かは、開示することによって得られる利益と、開示しないことによって得られる利益の比較衡量によって決すべきである。そして、本件の情報を公開することによって得られる利益は、町内会に支払われるべき公金の私的利用の有無の確認であり、町内会の財産の保護、ひいては町内会に所属する市民らの財産を保護するものであるといえる。これに対し、開示しないことによって得られる利益は、他者の財産を侵害している者のプライバシー情報の保護であるから、当然前者の利益が優先されるべきである。よって、条例第 7 条第 2 号ただし書口及び同条第 3 号ただし書に該当し、速やかに開示されるべきである。

#### 4 実施機関の説明

実施機関が弁明書及び口頭により説明した非開示決定の理由は、概ね次のとおりである。

まず、本件公文書には、当該団体の代表者及び副代表者の住所、氏名及び電話番号が記載されており、これらの情報は条例第7条第2号に規定する「特定の個人を識別することができる」情報である。なおかつ、一般に集団資源回収の実施団体は、集団資源回収の実施を目的とした任意の団体であって、代表者及び副代表者は、必ずしも当該団体の規約等に定める代表者及び副代表者である必要はなく、本市との間で集団資源回収実施に関する連絡や手続き等を行う担当者として記載させているものであって、団体の代表者の氏名等を公にする法令等の規定はなく、また、慣行として公にされているものでもない。したがって、当該団体の代表者及び副代表者の住所、氏名及び電話番号は、条例第7条第2号ただし書イ、ロ又はハに定める非開示とすべき情報から除かれる情報のいずれにも該当しないと判断し、非開示とした。

また、本件公文書に記載されている奨励金の振込先口座の金融機関の名称、支店名、口座番号及び口座名義人の情報は、当該団体の内部管理情報であり、集団資源回収において市からの奨励金の交付を受けるために団体より本市に対して示されたものであることから、条例第7条第3号イに定める「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当し、かつ、一団体の口座情報の開示が、広く市民全般の財産を保護するものではないことから、条例第7条第2号ただし書ロ及び同条第3号ただし書に定める「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」には該当しない。

また、請求人は、町内会長である請求人にとっては条例第7条第3号に当たらないことから開示すべきであることを主張している。しかしながら、条例第7条第3号は、請求人の立場により情報を開示するか否かを判断する旨定めているものではないことから、審査請求人の主張には理由がない。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 事案の当事者への情報開示について

実施機関に確認したところ、奨励金は、空き缶、あきびん、古紙等の再生利用が可能な「資源ごみ」の分別回収の一層の推進を図るとともに、地域コミュニティの活性化及び環境教育に資することを目的として、町内会、子供会、管理組合、老人クラブ等、年間を通じて継続的に集団資源回収を実施している非営利的な組織に対して交付しているとのことである。

本件公文書は、平成27年2月及び同年3月に当該団体が奨励金の交付を受けるため実施機関あてに提出したものであるが、請求人は、当該口座に振り込まれている奨励金は〇〇〇町内会の財産であるところ、請求人は〇〇〇町内会会長として本情報公開請求を行っていることを主張している。

条例は第1条において、その目的を「公文書の開示を請求する市民の権利を明らかにし」、「市の保有する情報の一層の公開を図」ることと定めており、また第4条において、「公文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求を行う

とともに、公文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない」と開示請求の利用者の責務を定めている。その上で第5条において、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる」と開示請求権を定め、第7条各号において非開示とする情報を定めている。

以上を踏まえると、条例は、実施機関の正常な業務の運営に著しい支障を生じさせることを意図していることが明らかなもの等の不適正な請求を除いては、開示請求の利用者の立場にかかわらずその開示請求権を認め、かつ、非開示情報に該当する場合を除き、開示することを定めているものと解される。

したがって、本件においても、請求人の立場が開示又は非開示の決定に影響を与えることはなく、本件公文書に記載された情報が条例第7条各号に掲げる非開示事由に該当するかどうかをもって実施機関の決定の妥当性を判断すべきである。

実施機関及び請求人の主張のうち、同条第2号ただし書ハについては、公務員等の職務の遂行に係る情報は含まれておらず、該当しないことは明らかであることから、それ以外の、同号ただし書イ及びロ該当性、同条第3号イ該当性並びに同号ただし書該当性について以下検討する。

#### (2) 条例第7条第2号ただし書イ該当性について

まず、本件公文書に記載された情報のうち、当該団体の代表者及び副代表者の住所、氏名及び電話番号は、非開示とすべき「特定の個人を識別することができる」情報に該当するものであるが、非開示情報から除かれる情報として条例第7条第2号ただし書イに定める「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するか、検討する。

奨励金の交付は、仙台市が昭和48年に当時の通商産業省から古紙回収のモデル都市に指定されたのを契機に昭和50年に開始した事業で、現在は「仙台市集団資源回収実施要綱」（平成6年3月1日環境局長決裁）に基づき実施されており、実施団体の代表者の氏名等を公にすることを定めた法令又は条例の規定はない。また、仙台市の運用においては、実施団体が奨励金を受給するときに市に登録すべき代表者及び副代表者は、必ずしも当該団体の規約等に定める代表者及び副代表者である必要はなく、実施機関との間で連絡や手続き等を行う担当者として登録させているものであることから、本件公文書に記載されている当該団体の代表者及び副代表者の住所、氏名及び電話番号は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえない。したがって、同号ただし書イには該当しないと認められる。条例第7条第2号の規定は、個人のプライバシーを最大限に保護するという立場に基づいたものであることを踏まえると、実施機関の決定は、妥当である。

#### (3) 条例第7条第3号イ該当性について

次に、本件公文書に記載された情報のうち、奨励金の振込先となる、金融機関の名称、支店名、口座番号及び口座名義人を確認できる内容は、条例第7条第3号イに規定する「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するか、検討する。

一般に、任意団体を含め、法人等が使用する金融機関名、預金種目、口座番号等は、いわゆる内部管理情報として秘密にしておくことが是認され、これらの内部管理情報につき、当該法人等は、開示の可否及びその範囲を自ら決定することのできる権利ないしはそれを自己の意思によらないでみだりに他に開示、公表されない利益を有しているというべきである。一般的な飲食業者等のように、不特定多数の者が新規にその顧客となり得、通常、自らの取引に使用する口座番号等が多く顧客に広く知られることを容認し、当該顧客を介してこれが更に広く知られ得る状態に置いているような事情が存在するといった場合は例外と考えるべきであるが、本件公文書に記載された口座情報は、当該団体の内部管理情報で、奨励金の交付を受けるために当該団体より実施機関に対して示されたものであり、広く公に知られうる状態にあると認めることはできない。条例第7条第3号の規定は、法人等または事業を営む個人の自由な事業活動を尊重し、保護するという立場に基づいたものであり、通常公にされていない情報を明らかにすることで、当該団体の事業活動における正当な権利利益を害するおそれがあると判断した実施機関の決定は、妥当である。

(4) 条例第7条第2号ただし書口及び同条第3号ただし書該当性について

請求人は、本件の情報を公開することは、町内会に支払われるべき公金の私的利用の有無を確認し、町内会の財産の保護、ひいては町内会に所属する市民らの財産を保護するものであり、条例第7条第2号ただし書口及び同条第3号ただし書に該当し、速やかに開示されるべきであると主張する。

条例第7条第2号ただし書口及び第7条第3号ただし書は、非開示情報に該当すると判断される情報であっても、その情報を公にすることによって得られる公益が、個人又は法人等の権利利益に優越する場合に限り、例外的に当該情報の開示を認めようとしたものであり、例外的な開示が認められるためには、その開示により人の生命、健康、生活又は財産の保護に資することが相当程度具体的に見込まれる場合であって、開示に伴う不利益を当該個人又は法人等に強いることもやむを得ないと評価するに足りるような事情が存することを要すると解するべきである。そのような情報とは例えば、公害、薬害、食中毒、事故等の危害の発生の防止、現に発生している当該危害の排除又は拡大の防止、再発防止に有用な情報がこれに当たる。

請求人の主張においては、当該団体の代表者及び副代表者の住所、氏名及び電話番号並びに奨励金の振込先口座に関する情報を開示することが、私的利用の有無の確認あるいは町内会の財産の保護に、どのように資すると見込まれるのか、具体的に明らかにされておらず、当該団体に開示に伴う不利益を強いることもやむを得ないと評価するに足りるような事情を認めることはできない。

以上より、本件公文書について非開示とした部分は、条例第7条第2号ただし書口及び同条第3号ただし書に該当しないとする実施機関の判断は、妥当である。

(5) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

審 査 会 の 処 理 経 過

( 諮 問 第 81 号 )

年 月 日	内 容
平成 31. 1. 17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施機関（環境局家庭ごみ減量課）から諮問を受けた</li> <li>・実施機関から弁明書を受理した</li> </ul>
31. 1. 30 (平成 30 年度第 5 回 情報公開審査会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施機関から意見を聴取した</li> <li>・諮問の審議を行った</li> </ul>
31. 2. 13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請求人から反論書を受理した</li> </ul>
31. 3. 20 (平成 30 年度第 6 回 情報公開審査会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諮問の審議を行った</li> </ul>
31. 4. 19 (平成 31 年度第 1 回 情報公開審査会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諮問の審議を行った</li> </ul>